(仮称)やまなし森林・林業再生ビジョン(素案)

~ 「育てる」から「活用」へ

森林・林業・木材産業の再生を目指して ~



平成24年 月

山梨県

第	1	章	i	Ħi	画角	烎	:15	あ	た	つ	て																								
	第	1	節	i	計画	軍策	定	<u>(</u>	趣	旨		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	第	2	節		目桐	長 年	次		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
第	2	章	į	森	林・	材	業	•	木	材	産	業	を	取	IJ	巻	<	諸	情	勢															
	第	1	節	į	森木	k •	林	業	•	木	材	産	業	を	取	り	巻	<	情	勢	の	変	化		•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	第	2	節	;	本県	₹σ,	森	林	•	林	業	•	木	材	産	業	•	山	村	及	び	担	い	手	の	現	状	ځ	課	題		•	•		9
第	3	章	;	基	本目	目標	ع	目	指	す	べ	き	方	向	(基	本	方	針)															
	第	1	節		目指	旨す	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	き	姿	یے	基	本	目	標		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
	第	2	節	j	拖訇	₹σ,	基	本	方	針		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
第	4	章	•	具	体的	りな	施	策	の	展	開																								
	第	1	節	į	森木	木 ご	5 <	IJ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
	第	2	節	j	産第	*	5 <	IJ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
	第	3	節	I	山木	† •	人	づ	<	IJ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
第	5	章	i	i ti	画ℓ)美	羽	!!=	向	ゖ	て				•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		4	1

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

県では、平成16年2月に、森林の有する機能に着目し、望ましい森林の姿を 示す中で、長期的な展望に立った森林整備のあり方や林業・木材産業の振興の方 向性を示した「やまなし森林・林業基本計画」を策定しました。

その後、森林は温室効果ガスの吸収源として大きくクローズアップされるとともに、中国など新興国の旺盛な木材需要や北洋材丸太の段階的な輸出関税引き上げ等の影響から、国内の大手製材関連企業が原木調達を国産材に転換するなど、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢は大きく変化してきました。

こうした中、国においては、平成21年12月に森林・林業の再生に向けた指針である「森林・林業再生プラン」を策定するとともに、新たな森林・林業施策の構築に向け、森林法の改正や森林・林業基本計画の改定などが行われたところです。

本県においても、平成23年3月に策定した「山梨県産業振興ビジョン」に、 今後、成長が期待される分野として、「森林・林業・木材産業」を位置付け、本県 の豊富な森林資源を活用し、林業、素材生産業、製材業、住宅産業などを一体的 に捉え、地域の産業振興を目指すこととしています。

さらに、林業の採算性の悪化や担い手の減少等から森林の荒廃が進み、公益的機能の低下が懸念されることから、県民の理解と協力の下、森林の恩恵を受けている県民全体で、森林の保全に重点を置いた施策を実施するため、平成24年4月から森林及び環境の保全に係る県民税(以下「森林環境税」という。)を導入します。

また、民有林の土地所有者に代わり森林整備を進めてきた林業公社については、 将来的に多額の債務超過が見込まれるなど、抜本的な見直しが必要な状況にある ことから、平成23年12月に「林業公社改革プラン」を策定し、改革の取り組 みを5年程度実施した上で公社を廃止するとともに、廃止後は育成途上の森林を 県有林と一体的に管理していくこととしています。

森林・林業・木材産業の再生を図るためには、このような状況の変化を踏まえ、 森林・林業・木材産業の現状や新たな課題に適切に対応し、荒廃した森林の再生 と充実しつつある森林資源の循環利用を推進することが必要です。

そこで、「森林づくり」、「産業づくり」、「山村・人づくり」を3本の柱とし、その目指すべき姿を示したうえで、それぞれの実現に向け、基本目標及び具体的施策の推進方向を明らかにし、本県の森林・林業・木材産業の再生を図ることとしました。

第2節 目標年次

本ビジョンの目標年次は、10年後の平成33年度とします。



針葉樹林と広葉樹林がバランス良く配置された状況

第2章 森林・林業・木材産業を取り巻く諸情勢

第1節 森林・林業・木材産業を取り巻く情勢の変化

1 国の動向

〇森林・林業の再生に向けた取り組み

国は、平成21年12月に、我が国の森林・林業を再生する指針となる「森林・ 林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率50%以上を目指して、効率 的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用 に必要な体制を構築することとし、平成22年11月には、具体的な方策を明ら かにした「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を取りまとめました。

「改革の姿」では、森林資源の充実にもかかわらず、適正な施業が行われない森林が増加する状況にあるとした上で、森林・林業に関する施策・制度・体制を抜本的に見直し、新たな森林・林業政策を構築するため、①森林計画制度の見直し、②適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備、③低コスト化に向けた路網整備等の加速化、④担い手となる林業事業体の育成、⑤国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立、⑥フォレスター等の人材の育成を行うこととしています。

また、この「改革の姿」を実現するため、平成23年4月に森林計画制度等を 見直す森林法の改正が行われたほか、森林管理・環境保全直接支払制度の創設、 林業専用道・森林作業道作設指針の策定、フォレスターの育成に向けた取り組み 等が進められています。

さらに、平成23年7月には、森林・林業基本計画が変更され、「森林・林業 再生プラン」の実現に向けた目標や施策を明らかにし、森林の多面的機能の持続 的発揮、木材の安定供給体制の確立、雇用の創出による山村地域の活性化、木材 利用の拡大等を通じ、輸入材に対抗し得る競争力を持った林業・木材産業の育成 及び環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取り組みを着実に推進するこ ととしています。

○公共建築物等における木材の利用の促進に関する取り組み

平成22年5月には、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」 が成立し、同年10月に施行されました。

同法では、木材利用の促進を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、国が率先して公共建築物における木材利用の促進に取り組むとともに、地方公共団体や民間企業等に対しても、国の方針に即した取り組みを促すことにより、住宅をはじめ幅広い分野において、木材の需要拡大を目指すこととしています。

また、同法の施行と併せて基本方針が策定され、「公共建築物については可能 な限り木造化・木質化を図る」との考え方が明確に示され、国が整備する低層の 公共建築物については、原則として全て木造化を図るなどの目標を掲げています。

〇生物多様性保全の取り組み

平成20年6月に制定された「生物多様性基本法」に基づき、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成22年3月に「生物多様性国家戦略2010」が策定されました。

同戦略では、「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」に向けて、中長期目標(目標年次2050年)と短期目標(2020年)の設定、COP10の国内開催を踏まえた国際的な取り組みの推進、COP10を契機とした国内施策の充実・強化を図ることとしています。

平成22年10月に名古屋市で開催されたCOP10では、遺伝資源の利用と利益 配分を定めた「名古屋議定書」と、今後10年間、生物多様性条約を効果的に実 施するための世界目標となる「戦略計画2011-2020(愛知目標)」が採択されま した。

一方、林野庁は平成21年7月に、「森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」として、我が国の森林における生物多様性の保全に向けた方向性や、それを実現するために必要となる具体的な施策について取りまとめました。

さらに、平成22年12月には、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性保全活動促進法)」が公布され、地域における多様な主体が連携して、生物多様性の保全のための活動を促進する措置等を講ずることとしています。

2 県の動向

〇山梨県産業振興ビジョンの策定

県では、地域産業の持続的な発展に向け新たな事業展開に踏み出す中小企業者を支援するため、本県において今後成長が期待される産業分野を明らかにし、取り組むべき経営革新や業種転換の指針となる「山梨県産業振興ビジョン」を平成23年3月に策定しました。

その中で、「森林・林業、木材産業」を成長が期待される分野の一つとして位置付け、本県の豊富な森林資源を活用し、林業・素材生産業、製材業、住宅産業などを一体的に捉え、地域の産業振興を図ることとしています。

なお、本ビジョンに基づく経営革新に対する支援策についても積極的に推進することとしています。

〇森林環境税の導入

本県は、全国有数の森林県であり、その森林は、災害の防止、水源のかん養などの多様な公益的機能を有し、全ての県民に多くの恩恵をもたらしています。

しかし、林業採算性の悪化や生活様式、農業形態の変化等により、民有林の 一部では荒廃が進んでおり、公益的機能の低下が懸念されています。

また、本県の森林の46%を占める県有林においても、公益的機能の一層の 増進を図る必要があります。

このような状況に対応するためには、県民の理解と協力の下、森林の恩恵を受けている県民全体で森林の保全に重点を置いた施策を実施する必要があることから、その財源を確保することを目的に、平成23年10月、「森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例」を制定し、平成24年4月から森林環境税を導入します。

森林環境税を活用した事業は、第1に「多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり」として、荒廃した民有林の間伐、里山林の整備及び公益的機能を一層増進するための広葉樹の植栽などを行います。第2に「木材・木質バイオマスの利用促進」として、学校施設等における県産材の利用支援や未利用材のバイオマス資源としての利活用を促進します。第3に「社会全体で支える仕組みづくり」として、地域住民やボランティア・NPO等の活動支援や普及啓発、環境教育等の推進など県民が幅広く参加した取り組みを進めます。

こうしたことにより、これまでの良好で快適な生活を将来にわたって維持できるよう、県民の暮らしを支えるかけがえのない山梨の森林を、健全な姿で未来に引き継いでいくこととしています。

〇山梨県内における公共建築物等木材利用促進に関する県方針の策定

平成22年5月に成立した「公共建築物等における木材の利用の促進に関する 法律」に基づき、県内の公共建築物等への木材利用を促進するための基本方針を、 平成23年3月に策定しました。

基本方針では、県内の公共建築物等の木造化、内装の木質化、備品等への木製

品利用、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入など、木材の利用を促進すべき範囲を明確にするとともに、県が整備する公共建築物等については、木材の利用目標を定め、県産材の積極的な利用に努めることとしています。

また、県は、木材の安定的な供給の確保に向け、素材生産業者や木材製造業者等との連携を図るための協議会の設置や、新たな製品の開発、施設整備に対する支援を行うこととしています。

〇林業公社改革プランの策定

林業公社は、戦後の高度経済成長に伴う木材需要の増大に応えるため、国が進めた拡大造林政策に沿って、個人では森林の整備が困難な民有林の土地所有者に 代わり森林整備を行うため、全国各地に設立されました。

本県においては、昭和40年に県の全額出捐により公益法人として設立し、土 地所有者との分収林契約に基づき公社が費用を負担した上で約8千haの人工林 の整備を行ってきました。

しかし、木材価格の大幅な下落や森林整備に必要な経営コストの上昇により、 伐採収益ではこれまで森林整備に要した費用を回収することができず、長期収支 見込みにおいても多額の債務超過が見込まれるほか、平成25年11月の公益法 人改革の移行期限を踏まえ、抜本的な見直しを行うこととし、改革プランを平成 23年12月に策定しました。

改革プランでは、森林整備の方向性について、現在の分収林の契約期間の終了により伐採した跡地において、土地所有者が森林の再整備を行うことは困難な状況であり、これを放置することは森林の公益的機能に支障が生じることが懸念されることから、契約期間を延長した上で、繰り返しの抜き伐りによる広葉樹林などへの移行を促すこととし、適切な森林管理に努めていくこととしました。

また、今後、債務処理に多額の県民負担を伴うことなどを踏まえ、土地所有者との分収割合を見直すなど、契約内容を変更する取り組みを5年程度実施した上で、平成29年3月を目途に公社を廃止することとしました。

なお、廃止後の公社が整備した分収林は県に移管し、県有林と一体的に管理 していくこととしています。

第2節 本県の森林・林業・木材産業、山村及び担い手の現状と課題

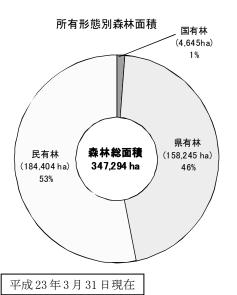
◆森林

(森林資源の状態)

〈現状〉

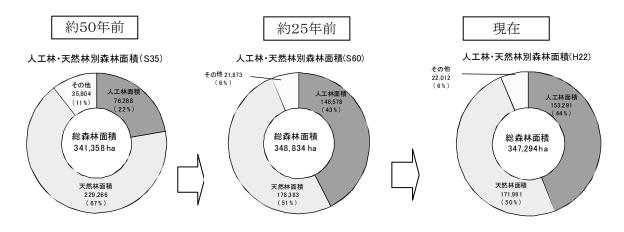
○ 本県は、県土の77.8%を森林が占める全国有数の森林県です。

所有形態別では、国有林が4,645ha (1%)、県有林が158,245ha(46%)、民有林が184,404ha(53%)と、明治末期の大水害からの復興のため、県内の入会御料地のすべて(約16万4千ha)が県に御下賜(明治44年)されたことにより、県内森林面積の内、県有林が占める割合が全国一と、県有林が多いことが本県の特徴となっています。



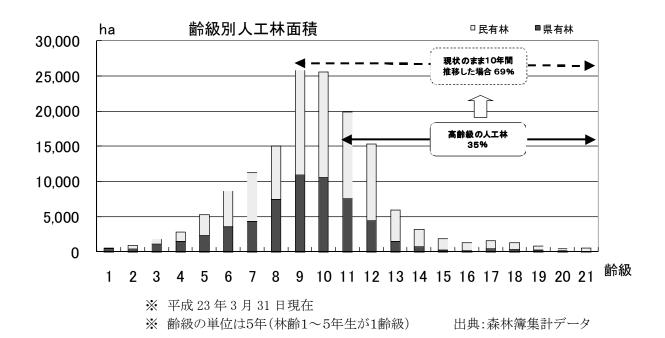
出典:山梨県林業統計書

○ 戦後復興期の旺盛な木材需要を背景に昭和20年代半ばから50年代にかけて、カラマツ、ヒノキ等の針葉樹による一斉造林が進められ、針葉樹人工林が増加し、現在、人工林面積は153,291haで森林全体の44%を占めています。

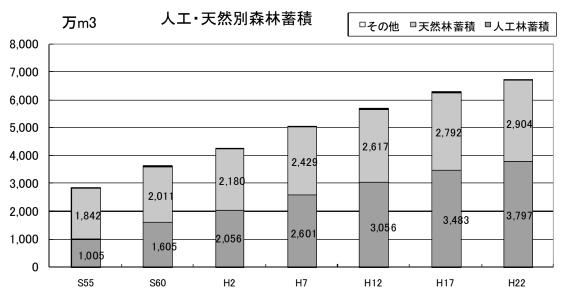


出典:山梨県林業統計書

○ 人工林の齢級構成をみると、木材として利用可能となる概ね50年生以上 (高齢級)の森林が年々増加しており、平成23年3月末現在では35%となっていますが、現状のまま推移した場合、10年後には69%まで増加すると 見込まれ、大きく偏った齢級構成となっています。



○ 造成された人工林が生長した結果、蓄積量は年々増加し、30年前の 約2.3倍の6,701万m3となり量的には充実してきています。



出典:山梨県林業統計書

〈課題〉

○ 森林資源が充実し、木材として利用可能な人工林が増加することから、計画 的な伐採や再造林等による適切な更新を図り、持続的林業経営に向けた森林資 源の適正な管理に努め、齢級構成の平準化を進める必要があります。

(森林の整備)

〈現状〉

○ 林業採算性の悪化や木材価格の低迷等に より、間伐などの手入れが行き届かず、荒 廃した人工林が増加しており、平成23年 度末には、民有林において19,000ha の荒廃した森林が見込まれ、公益的機能の 低下が懸念されます。



間伐が必要な人工林

○ 木材搬出のための林道や森林作業道等の路網整備が遅れていることから、間 伐作業の多くが切捨間伐となっています。

〈課題〉

- 適正な森林管理を行うために、路網の整備や森林施業の集約化などにより、 林業の採算性を向上させる必要があります。
- 間伐作業においても、木材の有効利用を図るため、今までの切捨間伐から利 用間伐へ転換する必要があります。
- 林道や作業道から遠い、あるいは地形が急峻である等、経営条件が不利なた め、手入れが行き届かず荒廃した人工林においては、強度の間伐を行い広葉樹 の進入を促すなど、公益的機能の回復を図る必要があります。
- 林業公社が造成してきた分収林の多くは育成途上にあることから、引き続き 公益的機能の確保を図りながら、適切に管理する必要があります。

(森林の被害)

〈現状〉

○ 本県での松くい虫による被害は、昭和53年に初めて確認され、近年では、 富士北麓地域等の標高の高い地域に被害が拡大しており、平成22年度には被 害材積は8,901m3となっています。

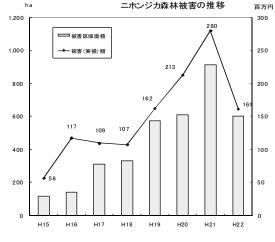


15,237 14,817 16,000 14,260 13,660 14,000 11,082 12,000 10,000 8,000 6.000 4,000 2,000 <u>556</u> S55 S60 H12 H2 H7 H17 出典:森林整備課 資料

松くい虫被害材積

松くい虫による被害状況

さらに、ニホンジカの個体数増加に よる食害が増加しており、前年に比べ 減少はしたものの、平成22年度には 被害区域面積は603ha、被害額は 1億6千万円にのぼっています。



出典:森林整備課 資料

クマ による 皮剥の状況



シカによる 食害の状況

8,901

H22

〈課題〉

- 標高の高い地域へ拡大してきている松くい虫被害について、関係市町村、森 林組合等との連携を図りながら、被害発生の先端地域について重点的かつ効果 的な対策に取り組んでいく必要があります。
- カシノナガキクイムシの県内への侵入を未然に防ぐため、監視体制を強化するとともに、被害が発生した場合は、集中的な防除により拡大を防止する必要があります。
- 野生獣類の被害を軽減するため、被害防止施設の設置や個体数調整など、効果的な獣害防除対策を行う必要があります。

(森林の保全)

〈現状〉

○ 急峻な地形に加え、地質が脆弱な地域が多い本県は、台風や集中豪雨等により 山腹崩壊等の山地災害が発生しやすい条 件下にあります。

近年は、地球温暖化の影響とも考えら



平成23年台風12号による山腹崩壊

れる局地的な集中豪雨が頻発し、小規模な山腹崩壊が発生しています。

〈課題〉

- 山地災害危険地区における計画的な治山事業の実施に努めるとともに、森林
 - 整備と一体となった治山事業を推進する 必要があります。
- 保安林の計画的な指定に努めるとともに、保安林の機能を発揮させるため、間 (大等の適切な森林整備を進め、森林を健 全な状態に維持する必要があります。



整備された森林と治山堰堤

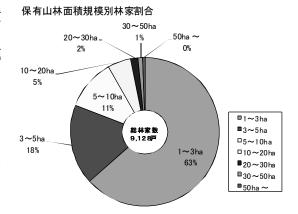
◆林業・木材産業

(林業)

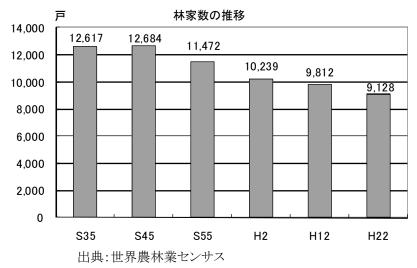
〈現状〉

林家(所有する山林が1ha以上)数は平成22年には9,128戸と年々減少傾向にあります。

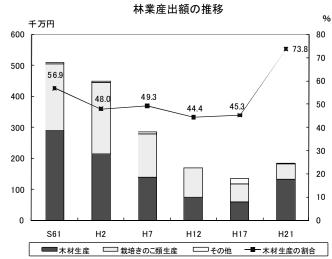
また、3ha未満の林家が全体の63% を占めるなど、小規模な林家の割合が高 くなっています。



出典:2010 世界農林業センサス(2月1日現在)



○ 本県の林業産出額は平成21年 度には増加に転じたものの、昭和 61年と比較すると3分の1程度 であり、特に栽培きのこ類など特 用林産物の生産額が著しく減少し ています。

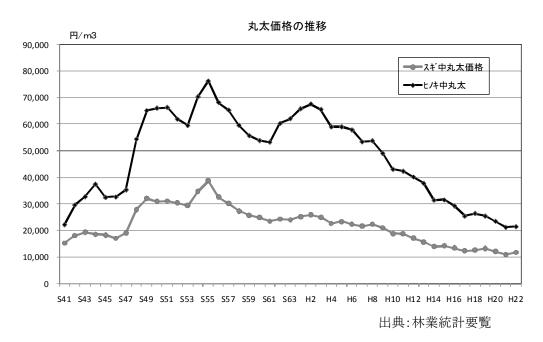


※ 「その他」は、薪炭生産、林野副産物 出典:農林水産省 生産林業所得統計

国産材丸太の全国平均価格は、昭和55年のヒノキ1m3当たり76,200円、スギ1m3当たり38,700円をピークに長期的な下落傾向にあります。

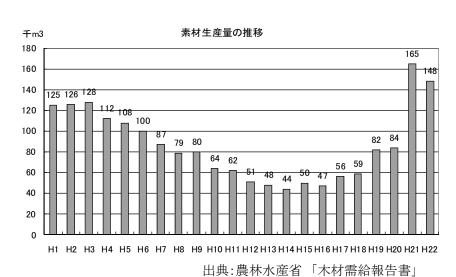


椪積みされたヒノキ丸太



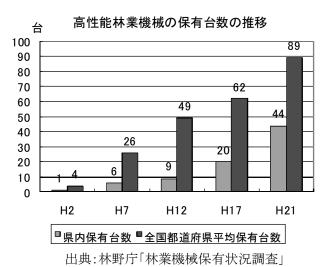
○ 素材生産量は、昭和35年の72万m3をピークに減少し、平成14年には 4万4千m3にまで減少しました。しかし、ここ数年、中国をはじめとした世界 的な木材需要の増加等により国産材の需要が高まっていることから、増加傾向

を示しており、 平成22年には 14万8千m3と なっています。



- 15 -

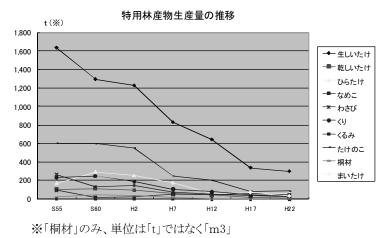
- 県内の高性能林業機械の保有 台数は、年々増加傾向にあります が、全国都道府県平均保有台数の 5割程度に留まっています。
- 林業経営の採算性の悪化など から、間伐の必要な森林において 適正な間伐が行われず、間伐が行



われていても搬出コストがかかること等から、その多くが切捨間伐として実施 され、林内に間伐木が放置されている状態です。

○ 特用林産物の生産量は、減少傾向にあり、特に生しいたけの生産量は昭和

55年度には1,635 t でしたが、生産者の減少等から、平成22年度には 299 t まで落ち込んでいます。



出典:山梨県林業統計書

〈課題〉

- 小規模な所有構造や採算性の悪化等から林業離れが進んでいることから、森林組合など森林をまとめて管理できる者が、所有者に代わって長期的に管理・経営を行う取り組みが必要です。
- 森林資源は充実してきていますが、木材価格の上昇があまり期待できない状況の中で、林業の採算性を向上させるためには、施業の集約化や低コスト作業システムの確立等により、生産性を向上させる必要があります。
- 低コスト作業システムの確立に向け、林内路網の整備を進めるとともに、高 性能林業機械の導入促進及び効率的な稼働に取り組む必要があります。

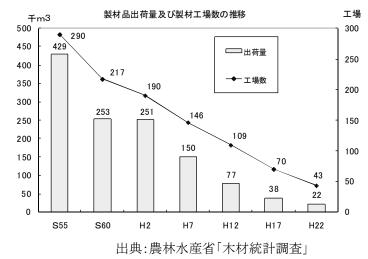
- 木材は、炭素の貯蔵や化石燃料の代替となるバイオマス資源であり、林地残 材の有効利用に向け、搬出などの低コスト化を進め、マテリアル利用からエネ ルギー利用に至る幅広い活用を図る必要があります。
- 特用林産物については、新規生産者の育成、既存生産者への栽培指導、需要拡大により生産量の増加と安定化を図り、地産地消による地域の活性化を進める必要があります。

(木材産業等)

〈現状〉

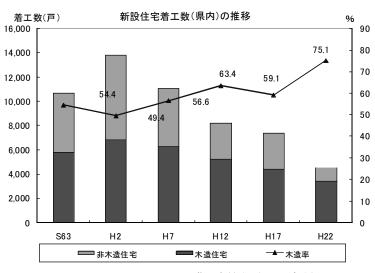
製材工場数は昭和55年の15%程度まで減少するとともに、製材品の出荷量も5%程度まで落ち込んでいます。

また、県内の製材工場は小規模零細な工場が多く、



需要者ニーズに対応した品質・性能の確かな製材品を安定的に供給できる体制 の整備が遅れています。

○ 新設住宅着工戸数は 年々減少傾向にあるも のの、木造率は増加傾 向にあり、平成22年 度には75%となって います。



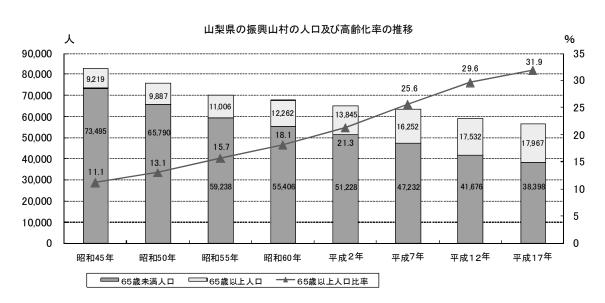
〈課題〉

- 製材工場は、生産性の向上を図ることにより、需要者ニーズに対応した品質・性能の確かな製材品を安定的に供給できる体制を整備する必要があります。
- 県産材の需要拡大に対応できるよう製材工場の減少を食い止め、生産加工技術の向上と効果的な設備整備を進め、高品質な製品を供給する加工・流通体制の構築を進める必要があります。
- 今後、住宅建築の大幅な増加は期待できないものの、木造率は増加傾向にあることから、県産材の住宅への積極的な使用に向け、品質の高い製品を生産供給していく必要があります。

◆山村及び担い手

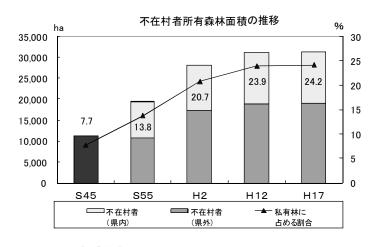
〈現状〉

○ 山村では、農林業の衰退等により過疎化・高齢化が進行しており、山村振興法に基づく振興山村の人口は、昭和45年から平成17年の35年間で、約26,300人減少するとともに、65歳以上の割合は11.1%から31.9%へと20.8ポイント増加しています。



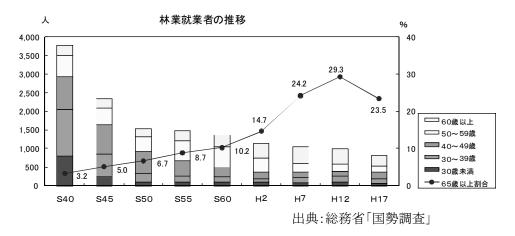
出典:総務省「国勢調査」、農林水産省「山村カード調査」

森林の所在市町村に居住していない森林所有者が増加しており、平成17年には、私有林の約24%にあたる31,358haが不在村者所有森林となっています。



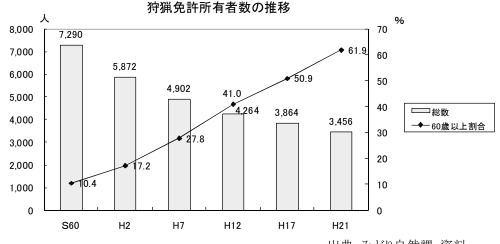
出典:農林業センサス ※ S45 は、不在村者の県内外別の調査を行っていない。 また、H22 は調査対象から削除された。

○ 県内の林業労働者は、平成17年には809人まで減少し、林業の高齢化率 (65歳以上の就業者の割合)は23.5%と高い水準にあります。



○ 野生鳥獣による農林業被害が増加する中、狩猟者は年々減少し、平成21年 度の狩猟免許所有者数は、昭和60年度の半分以下となっています。

また、60歳以上の割合が61.9%と高齢化が進行しています。



- 里山林は、化石燃料の普及や化学肥料への転換など生活様式や農業形態の変化に伴い、長期にわたって利用されなくなり、つるや竹が繁茂するなどの荒廃した森林が13,000haと推計されます。
- 山村地域では、人口の減少や高齢化 さらには後継者不足から、農地におい ても森林もしくは原野化した耕作放棄 地が増加し、森林として管理が必要な 面積は、2,000haと推計されます。



篠竹が繁茂した里山林



〈課題〉

森林化した耕作放棄地

- 林業への新規就業者や、高度な技術を習得した担い手を確保・育成する必要 があります。
- 荒廃した里山林は野生鳥獣の隠れ場所となり、農林業への被害が拡大することから、地域住民が主体となって里山林の再生に取り組む必要があります。
- 森林資源や森林空間を活かした森林セラピーなど新たな産業の創出と、その ための人づくりを推進し、活力ある地域づくりを進めていく必要があります。
- 森林ボランティア等が活動しやすい環境づくりや地域住民と協働した活動 の仕組みづくりを進める必要があります。
- 狩猟者の維持・確保に向けた取り組みを進める必要があります。

第3章 基本目標と目指すべき方向(基本方針)

本ビジョンでは、「森林づくり」、「産業づくり」、「山村・人づくり」を3本の 柱とし、その目指すべき姿を示したうえで、それぞれの姿の実現に向け、基本目標及 び基本方針を定め、森林や林業・木材産業の再生を図ります。

第1節 目指すべき姿と基本目標

◆ 森林づくり

県内の森林は、針葉樹林、広葉樹林、針広混交林などが機能に応じてバランス良く配置され、荒廃した森林が再生し、多様な林齢や樹種からなる「健全な森林」が広がっています。

この森林では、良質な水が蓄えられ、洪水や土砂災害から県土を保全し、生物多様性の保全や二酸化炭素を吸収・貯蔵して地球温暖化を防止するなどの公益的機能が高度に発揮され、県民の生活を守っています。

また、適切に管理された森林からは安定的・持続的に木材が生産され、森林 資源が無駄なく、有効に活用されています。

基本目標:多面的機能が高度に発揮される積極的な森林整備の推進

◆ 産業づくり

施業の集約化や路網などの生産基盤の整備が進み、生産性の向上にともない 継続的に木材が生産され、林業が地域の産業として再生しています。

また、県内で生産された木材は、加工・流通の合理化が図られ、県民のニーズに対応した品質・性能の確かな製材品等が安定的に供給されるとともに、住宅や公共施設には、県産材がふんだんに使用されています。

さらに、林地未利用材などの木質バイオマス資源がエネルギーをはじめ様々 な用途に利用され、林業・木材産業が活性化しています。

基本目標:持続的かつ健全な林業・木材産業への再生

◆ 山村・人づくり

山村では、地域住民をはじめボランティアや企業など多様な主体の連携のもと、 荒廃した里山林の再生や耕作放棄地が解消され、野生鳥獣との棲み分けにより農 林業被害が減少するとともに、かつての原風景を取り戻しています。

また、森林資源が様々な形で活かされ、新たな産業の創出や6次産業化などが 進み、就業機会の増加などにより若者が定住し、山村に活力が満ちています。

さらに、林業・木材産業を担う専門的かつ高度な知識・技術と経験を有した人 材が育っています。

基本目標:山村の活性化と森林・林業・木材産業を担う人づくり

第2節 施策の基本方針

森林は、水源かん養、山地災害防止、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・ レクリエーション機能などの公益的機能と、木材生産機能を有しています。

また、戦後の拡大造林により造成された人工林は、植林から 5 0 年程度経過し、 その多くが建築資材として利用可能な時期を迎えつつあり、今後は森林を「育てる」 から「活用する」ことを重視していく必要があります。

しかし、木材価格の低迷などによる林業採算性の低下や山村地域の過疎化・高齢 化に伴う担い手の減少などにより、民有林の一部は手入れが行き届かず荒廃が進み、 森林の有する公益的機能が十分に発揮できないだけでなく、木材生産にも支障をき たす恐れが生じています。

そこで、森林の有する様々な機能により、公益的機能を重視した森林と、木材の 安定的・持続的な供給を重視した森林に区分し、その目的に応じた適切な森林整備 を進め、公益的機能の発揮と木材の生産を両立させる持続的な森林経営を確立して いくこととします。 また、森林環境税の導入など社会全体で支える新たな森づくりを進めるとともに、 森林資源を有効に活用し、山村地域の基幹産業である林業・木材産業の再生と雇用 の創出による山村地域の活性化を図ることを念頭に、施策の展開を図ります。

◆ 森林づくり

〇公益的機能を発揮する多様で健全な森林の整備・保全

森林の有する公益的機能の持続的な発揮を図るため、林業に適さない又は荒廃が進んだ人工林については、強度の間伐による広葉樹の進入を促し、必要に応じて広葉樹の植栽などによる針広混交林への誘導や長伐期施業等により、樹種や樹高の異なる樹木が混在し、多様な生物が生息する森林や優れた自然景観を形成する森林の造成を目指します。

〇安全・安心な森林づくりの推進

山地災害防止機能の向上を図るため、山地災害のおそれがある森林においては、 樹冠や根系の発達した健全な樹木を育てるとともに、下層植生が豊かな森林づく りを進めます。

また、計画的な治山事業の実施や保安林の適切な管理に加え、林野火災の防止、森林病害虫対策、野生鳥獣被害防止対策を推進します。

〇安定的・持続的に木材生産を行う人工林の整備

再生可能な資源としての木材を安定的に供給するため、木材生産を主な目的とする森林においては、林内路網等の生産基盤の整備や集約化施業による効率的な利用間伐などを進めるとともに、適切な主伐・植栽を行い齢級構成の平準化を図るなど、持続的に木材資源が供給できる森林づくりを進めます。

森林づくりの目指すべき姿 安全・安心な森林づくりの推進 森林病害虫や野生鳥獣被害防止対策の実施 針広混交林への誘導 生物多様性の保全 集代期施業等の実施 保安林の適切な管理 保安林の適切な管理 株野火災の防止 ・ 株野火災の防止 ・ 株野火災の防止 ・ 株野火災の防止 ・ 株野火災の防止

多面的機能が高度に発揮される積極的な森林整備の推進



適切に管理された人工林



整備された天然林

◆ 産業づくり

〇生産性、収益性の高い林業の構築

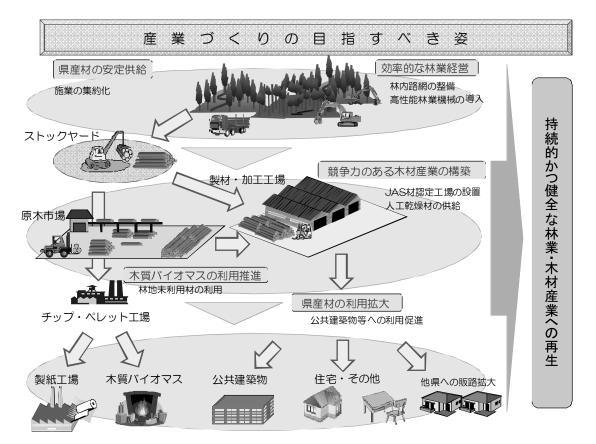
素材生産の効率化・低コスト化に向けて、森林施業の集約化による作業量の確保、林道、林業専用道及び森林作業道の適切な配置による林内路網の整備、高性能林業機械の効率的な活用、木材集積場であるストックヤードの整備などを推進し、県産材の安定供給を図ります。

○競争力のある木材産業の構築と県産材の利用拡大

需要者ニーズに応える品質の確かな製品を供給するため、人工乾燥材の供給体制の整備やJAS材供給のための認定工場の設置などに取り組み、公共建築物や公共事業及び一般住宅における木材利用の促進や他県への販路拡大を図ります。

〇木質バイオマス利活用の促進

林地に放置され未利用となっている間伐材等の搬出を促進し、ボイラー、ストーブなどの燃料や製紙用パルプなどへの利用を推進するとともに、木質ペレットや木材チップの需要拡大に努めます。



◆ 山村、人づくり

〇森林資源を活用した山村の活性化

地域住民をはじめボランティアや企業など多様な主体の連携のもと、荒廃した 里山林の再生や耕作放棄地を解消することにより、野生鳥獣との棲み分けを進め、 農林業被害の軽減に努めます。

また、森林資源であるきのこや山菜など特用林産物の生産と品質向上に向け、 栽培方法の指導や生産施設の整備を支援するとともに、消費の拡大を図ります。

さらに、都市部と山村との交流を推進し山村の活性化を図るため、森林空間の活用や企業による森林整備の推進など、山村地域における豊かな自然や伝統文化など多彩な資源の活用を推進します。

〇森林・林業・木材産業を支える担い手の確保・育成

森林資源を活用した林業・木材産業を更に発展させるため、地域林業のリーダーとなる担い手の育成をはじめ、意欲ある林業事業体や木材産業をリードする担い手を育成するとともに、新規林業就業者の確保・育成や林業事業体の就労環境の改善に努めます。

〇森林づくりを推進するボランティア団体の育成と活動支援

社会全体で支える新たな森林づくりを推進するため、森林づくり活動などに取り組むボランティアや企業・団体などの育成・確保に努め、その活動を支援するとともに、次代を担う子どもたちや県民に対する森林環境教育を推進します。

山村、人づくりの目指すべき姿

山村の活性化と森林・林業・木材産業を担う人づくり



第4章 具体的な施策の展開

基本方針に基づき、今後10年間で取り組む具体的な施策と数値目標は次のとおりです。

第1節 森林づくり

1 公益的機能を発揮する多様で健全な森林の整備・保全

(1) 期待する機能に応じた多様な森林整備の推進

森林の有する多面的な機能を高度に発揮させるため、森林の現況や自然環境 条件、地域ニーズを踏まえながら、水源かん養機能や山地災害防止機能、保健・ 文化機能など期待する機能に応じた適正な森林の整備を推進します。

このため、様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、立地条件等を踏まえつつ育成複層林への移行や長伐期 化、広葉樹林化による多様な森林整備を推進します。

(2) 荒廃林の再生に向けた健全な森林づくりの推進

間伐等の手入れが行き届かず荒廃が進み、公益的機能の低下が懸念される

森林や里山林については、森林環境税等の活用により、再生に向けた森林整備を推進します。

荒廃した人工林は、強度の間伐を実施し、天然力を活用した針広混交林への誘導や、隣接地に母樹が無いなど天然力のみでは針広混交林化が期待できない森林においては、広葉樹の植栽を行い、荒廃森林の再生を図ります。

特に、災害の危険性が高い箇所やダム等の上流域の



間伐が必要な人工林



間伐実施後の人工林

人工林を優先的に整備し、公益的機能の回復を促進します。

また、人家や田畑に近接する里山林については、つるや侵入した竹の除去などの整備を行います。

(3) 生物多様性の保全や豊かな景観形成のための森林づくりの推進

河川沿いの渓畔林や尾根沿いの保護樹帯等の森林について、野生生物の移動経路や生息場所の確保に配慮した保全・整備を図るとともに、長伐期化や

育成複層林への誘導、広葉樹造林な ど様々な森林施業の推進による生物 多様性の保全に努めます。

また、観光地や果樹地帯、主要道路周辺の森林においては、景観に配慮した森林整備を推進し、美しい森林景観の形成を図ります。



カラマツとヒノキの複層林

(4) 林業公社分収林における公益的機能の発揮

林業公社分収林のうち、森林の立地条件や土地所有者の意向などにより公益的機能を重視した森林に転換することが必要な分収林について、繰り返しの抜き伐りによる広葉樹林化・針広混交林化を推進します。

(5) 不在村者所有森林等の管理強化や境界の明確化の促進

木材価格の長期低迷や森林所有者の高齢化、不在村化等により、適切な森 林施業が十分に行われず、所有境界が不明となっている森林が増加している ことから、森林組合や林業事業体及び地域住民などが連携して所有境界の明 確化を図り、健全な森林管理を推進します。

(6) 森林情報システムの活用による森林管理の推進

森林整備を実施する上で基礎となる森林情報について、市町村と情報を共有することにより、現地と森林簿及び地図とのマッチングなど森林GISデータの精度向上に努めるとともに、施業履歴情報等についても整備を進めます。

また、森林情報システムを活用し、集約化に取り組む林業事業体への森林情報の提供を進めます。

2 安全・安心な森林づくりの推進

(1) 林地の保全と保安林の適正な管理や山地災害の防止と復旧対策の推進

本県は、急峻な地形に加え、脆弱な 地質の地域が多く、台風や集中豪雨等 により山腹崩壊や土石流などの災害が 発生しやすいことから、林地の保全や 保安林の計画的な配備など適正な管理 が必要です。



治山事業による山腹工施工地

このため、山地災害発生の危険性の高い森林については、複層林化や針広 混交林の造成など災害に強い森づくりを進めるほか、山地災害危険地区や荒 廃地における計画的な治山事業により、災害の発生防止と復旧対策を実施し、 地域の安全・安心を確保します。

(2) 林野火災対策、森林病害虫対策、野生鳥獣被害防止対策の推進

林野火災については、日頃からの予防対策が重要であることから、森林の 巡視や監視パトロール、山火事予防思想の啓発、入山者等への適切な指導な どを進めていきます。

森林病害虫対策については、関係市町村、森林組合等と連携を図りながら、 適切な予防対策や被害木の処理を効果的、効率的に進めていきます。

また、野生鳥獣による被害については、造林地への被害を始め、標高の高

い地域への生息地の拡大による自然植生への被害、それに伴う生態系への影響も懸念されている中、野生鳥獣の計画的な個体数管理と森林整備事業での被害防止対策などにより、森林の保護に努めていきます。



植栽木への防護ネット施工状況

3 安定的・持続的に木材生産を行う人工林の整備

(1) 森林経営計画に基づく森林施業の推進

小規模零細な所有構造にある森林を面的にまとめ、森林施業の集約化を図る とともに、長期の経営方針を定め、間伐などの森林施業や作業路網の作設等を 計画する森林経営計画の策定を促進することにより、森林整備を推進します。

(2) 低コストで持続的な木材生産が可能な森林の整備

良質な木材を持続的・安定的に生産するため、林道、林業専用道、森林作業道など、それぞれの役割や利用形態に応じて適切に組み合わせた計画的な路

網整備や、作業条件に応じた機械化に よる低コスト化を推進し、間伐材の搬 出を促進します。

また、計画的な伐採や再造林等に よる適切な更新を図り、齢級構成の平 準化を進めます。



グラップルによる間伐材の搬出

数值目標

目標数値	関係施策	基準値(H22)	目標値(H33)
荒廃した民有林の整備面積(累計)	1-(1),1-(2), 1-(3),1-(4),	—ha	8,000ha
山地災害危険地区の整備着手件数(累計)	2-(1)	2,178 箇所	2,328 箇所
森林経営計画認定面積(民有林)(累計)	1-(5),1-(6) 3-(1)	44,484ha *	56,000ha
林内路網の整備延長(累計)	3-(2)	4,304km	5,340km

※基準値は森林施業計画認定面積(H24以降、森林経営計画に移行)

第2節 産業づくり

1 生産性、収益性の高い林業の構築

(1) 施業集約化の促進と生産性の向上

森林所有者に対し、施業内容やコスト等を明示する提案型施業の普及・定着を図り、施業の集約化を促進します。また、林内路網の整備と高性能林業機械の導入等を進めるとともに、地域の実情に応じた作業システムを構築し生産性の向上を図ります。



路網を活用した効率的な伐採搬出



ハーベスタによる伐採及び造材

(2) 原木の安定供給体制の整備

県外合板工場等への安定供給体制を確立する ため、伐採地の近くにストックヤードを整備し 加工施設に直送するなど木材運搬コストの低減 を図り、間伐材等の流通を促進します。

また、施業の集約化を進める森林組合と、伐 採・搬出技術を有する素材生産事業者とが協働 して効率的かつ安定的な素材生産体制が構築で きるよう支援を行います。





ストックヤードにおける材の集積

(3) 低コスト再造林システムの構築

林業の採算性向上を図るため、伐採と平行した地拵え作業や、大型苗木などの植栽、植栽本数の調整、坪刈・筋刈などの低コスト施業について検討を進め、現場状況に応じた適切な再造林方法の確立を目指します。

2 競争力のある木材産業の構築と県産材の利用拡大

(1) 品質の確かな製品の加工・供給体制の整備・充実

公共建築物や住宅等の建築に求められる品質・性能の確かな県産材製品を 供給するため、県内3流域の木材供給拠点や意欲ある県内加工工場における

JAS認定の取得を促進するほか、乾燥 技術の向上について、県森林総合研究所 が技術指導を行うなど、品質の向上を図 ります。

また、今後、伐期の長期化に伴い大径 材の生産量が増加することから、これま



乾燥機による乾燥処理

での小径材を主体とした製材・加工に加え、大径材の加工に対応した生産・加工ラインの整備を支援します。

さらに、国、独立行政法人森林総合研究所や大学、学術団体、民間企業など産学官連携の強化を図る中で、本県独自の新たな木材製品等の開発や技術開発の試験研究を促進します。

(2) 「甲斐の木」ブランドの確立と認証制度の推進

生産の履歴が明確な県産材を証明する「県産材認証制度」と、適正に管理されている森林を国際基準で認証する「FSC森林管理認証制度」の普及を通して、県産材製品の信頼性の向上を図り、県有林が多く大都市に近いという本県の独自性や優位性



県産材認証製品

などを活かし、品質・性能の確かな「甲斐の木」ブランドを確立します。

(3) 他県への販路の開拓

地球温暖化等による環境意識の高まりなどを背景に、大都市に隣接した本

県の特徴を活かし、上下流の連携強化を図る中で、首都圏の企業と県産材利用に関し協定を締結するなど県産材の普及PRに積極的に取り組み、販路の拡大を目指します。

また、合板工場等への安定的供給を図るため、他県とも連携して供給する体制を支援します。

(4) 公共施設等の木造化・木質化の推進、県産材使用住宅の促進



県内の公共施設における木造化・木質化はもとより、公共土木工事や備品、消耗品等においても県産材の利用が進むよう、県関係部局や市町村等との連携を強化するとともに、県内の住宅や店舗・オフィスなどへの県産材の利用を一層促進するため、県民に対する普及啓発に取り組みます。

県産材をふんだんに使用した公共施設(上) と住宅(下)

(5) 県産材の消費拡大に向けた「甲斐の木づかい運動」の展開

県産材の需要拡大を図るため、木材のマーケティングに関する情報収集や情報発信等を広く県民に行うとともに、普及PR活動により県産材利用に対する県民の理解を醸成して、県産材の消費拡大につなげる「甲斐の木づかい運動」を積極的に展開していきます。



県産材普及キャラクターモックン

(6) 素材生産者、製材工場、工務店等のネットワークづくり

住宅等への県産材利用を拡大するため、県産材の生産(川上)から加工(川中)を経て、利用(川下)に至る関係者が連携したネットワークを構築し、消費者が安心して納得のいく住宅を取得できるよう、品質や産地等の情報を提供する「顔の見える県産材での家づくり」を促進します。

3 木質バイオマス利活用の促進

(1) 木質バイオマス資源の搬出促進

路網整備の遅れ等から搬出利用される木質バイオマス資源が少ない状況にあることから、製材・合板用材とともにチップ用材等を同時に搬出するなどコスト削減を図り、林地に放置され未利用となっている間伐材等の資源を効率的に収集・運搬する体制の整備を進めます。

また、将来的には、枝葉付き林地残材の山土場でのチップ化を視野に入れ、 高性能林業機械と自走式木材破砕機を組み合わせた作業システムなど新たなコスト削減に向けた検討を進めます。

(2) 木質バイオマスの利用促進に向けた普及活動の推進

木質バイオマスのエネルギー利用を推進し、未利用資源の利活用を図るため、 公共施設への木質資源利用ボイラーやストーブ等の設置を支援するほか、企業、 農家、家庭等への情報提供やシンポジウムの開催など、普及啓発に努めます。

なお、木質バイオマス燃料を製造する事業者に対しては、「山梨県における木質バイオマス資源燃料利用ガイドライン」に基づき、木質資源の確保から木質燃料の製造、流通管理の基準等を明確にするよう指導を行い、木質バイオマス利用の適正化を図ります。

(3) 木質バイオマスの利用技術や新製品の開発

大学、企業、NPO等の団体などと行政が連携して、木質バイオマス資源の 新たな利用技術や新製品の開発などに取り組み、木質バイオマス資源の利用拡 大に努めます。





薪ボイラー(左)とペレットストーブ(右)

数値目標

目標数値	関係施策	基準値(H22)	目標値(H33)
素材生産量(年間)	1-(2)	148 ∓ m3	267 千 m3
高性能林業機械保有台数(累計)	1-(1)	44 台	90 台
認証材を使用した建築物の建築棟数	2-(1),2-(2), 2-(3),2-(4), 2-(5),2-(6)	56 棟/年	110 棟/年
木質バイオマス利用施設数	3-(1),3-(2), 3-(3)	14 施設	28 施設

第3節 山村・人づくり

1 森林資源を活用した山村の活性化

(1) 特用林産物の生産体制整備と需要拡大の推進

きのこ原木、おが粉などの生産資材の安定供給に努め、生産施設の整備を促

進するとともに、生産性の向上や新たな用 途開発など生産者に対する技術支援を行い、 生産から加工、販売に至る事業の融合等(6 次産業化)による経営の安定・高度化を図 ります。



原木シイタケの栽培状況

また、消費者への情報提供やイベントの

開催などを通じて、食の安全をアピールする中で、県内消費の拡大を図るとと もに、消費者ニーズにあった品質の高い商品の生産を推進します。

(2) 里山を活用した森林空間の整備

森林の「癒し効果」を心や体の健康増進に活用する「森林セラピー」が注目されていることから、里山を活用した森林セラピー基地の整備などを行い、県内外の人々が森林とふれあう場を提供するとともに、他の観光資源とも連携しながら、地域の活性化を図ります。



森林空間の活用状況

(3) 山村の活性化に向けた基盤整備

山村地域の利便性の向上や生活環境の改善、災害時の緊急輸送経路の確保の ほか、観光としての利用による山村地域の活性化などを図るため、林道等の整 備を推進します。

2 森林・林業・木材産業を支える担い手の確保・育成

(1) フォレスターの育成と適正な配置

地域の森づくりのマスタープランとなる市町村森林整備計画の策定に関する 支援や森林施業プランナーへの指導・助言を行うフォレスターを育成し、県内 の行政機関に配置することにより、地域全体の森づくりや林業の再生に向けた 計画の策定及びその実現に向けた様々な活動を支援します。

(2) 森林施業プランナー等の養成、新規就労者の育成

集約化施業の推進に向け、施業方針や事業収 支について森林所有者に提案するとともに、現 場の適切な管理ができる森林施業プランナーを 育成します。



森林所有者への説明会の様子

また、高性能林業機械を活用した素材生産や

丈夫で簡易な森林作業道を地形・地質等の条件に応じて作設ができるオペレーターのほか、人工乾燥やJAS格付け等に係る個別指導や研修を通じて、品質・性能の確かな製品を供給できる高度な技術を有した人材を養成します。

さらに、新規就労者の確保・育成のため、林業に必要な基本的な技術の習得 を支援します。

(3) 林業事業体の就業環境の改善

林業従事者の労働負荷を軽減し、安全 な労働環境の整備に向け、レンタル等に よる高性能林業機械の導入促進や森林作 業道等の開設を支援します。

また、森林整備担い手対策基金等の活 用により、雇用管理の改善や事業の合理



高性能林業機械を導入した森林整備

化を推進するとともに、通年雇用体制の確立や安定的な収入の確保を図ります。

さらに、労働災害の防止に向けて、林業事業体に対する安全指導の徹底、作業現場の巡回指導など、労働安全衛生対策を推進し、安全な就労環境を確保します。

(4) 里山林の再生と獣害対策に向けた狩猟者の確保・育成

森林環境税を活用して、荒廃した里山林を整備するとともに、地域住民や森林ボランティア団体など地域全体での里山林の再生に向けた取り組みを支援し、野生鳥獣との棲み分けを進め、農林業被害の軽減に努めます。



緩衝帯の整備と獣害防止柵の設置

また、自然生態系や農林業への被害が著しいニホンジカなどについては、適正な個体数管理が図られるよう、広域的な捕獲を推進するとともに、市町村や猟友会と連携して、野生鳥獣捕獲の担い手となる新たな狩猟者の確保や捕獲技術の向上に向けた研修等を実施します。

3 森林づくりを推進するボランティア団体の育成と活動支援

(1) 森林環境教育や木育の推進による人材の育成

森林の役割や大切さについて県民の理解を深めるため、児童・生徒や県民を対象とした環境科学研究所、森林総合研究所、森林科学館などで開催する森林環境教育を推進するとともに、学校林活動や緑の少年隊の活動に対して支援します。

また、学校施設に緑の教育環境を整備し、次代を担う 子どもたちが身近な緑にふれあい、自然の大切さなどを 学ぶ機会を提供します。



森林環境教育の実施状況



木に触れる機会の提供(木育)

さらに、学校の内装の木質化や県産材の机・椅子の購入など県産材を活用した

取り組みを支援するとともに、木工教室や積み木など木に触れる機会を通じて、 木材の良さや利用することの意義を学ぶ「木育」を推進します。

(2) 県民や企業等の参加による森林づくりの推進

森林ボランティア団体が行う森林整備等の活動を支援し、県民参加の森林づくりを推進します。

また、森林づくりのノウハウやネットワークを持たない企業等に対し「やま

なし森づくりコミッション」を通じて、 森づくり活動をサポートすることによ り、里山林などの整備を行うとともに、 こうした森林づくり活動によって得ら れた二酸化炭素吸収量を認証し、社会 貢献活動を評価するなど、活動への参 加を促進します。



森林ボランティアによる森づくり活動

数値目標

目標数値	関係施策	基準値(H22)	目標値(H33)
里山林の整備面積(累計)	1-(2),2-(4)	– ha	1,000 ha
森林施業プランナー認定者数(累計)	2-(2)	一人	20 人
林業への新規就業者数(年間)	2-(3)	41 人*	50 人
森林ボランティア団体数	3-(1),3-(2)	73 団体	100 団体

※はH14~H22の平均値

第5章 計画の実現に向けて

本計画の実現のためには、森林からの恩恵を受けている全ての県民が、森林の保全 に関する活動を支援し、社会全体で森林を支えるという意識を持つことが重要です。

また、県はもとより、市町村、森林所有者、森林組合等の林業事業体、木材産業関係者など、森林・林業に関係する様々な組織や関係者が、適切な役割分担の下、相互に連携を図りつつ一体となって努力していくことが必要です。

1. 役割

(1) 県民等

県民共有の財産である森林の保全、山村との交流、県産材の利用などの取り組みに積極的に参画するとともに、森林・林業・木材産業等に対する理解を深めていくことが求められます。

NPOや森林ボランティア団体などにおいては、今まで以上に森づくり活動への取り組みが求められます。また、企業においては、森づくりなどのCSR活動に加え、県産材や木質バイオマスの利活用に取り組むことが期待されます。

また、本県の森林は、県外下流域の水源林ともなっており、その恩恵は広く流域全体に及んでいることから、下流域と連携した取り組みを進めます。

(2) 森林所有者

自己の所有する森林に関心を持ち、適切な管理に努めるとともに、森林が県民 共有の財産であることを認識することが重要です。

また、自ら森林整備や管理ができない場合は、意欲と能力を有する森林組合等の林業事業体への施業委託や、集約化に協力することが求められます。

(3) 森林組合等の林業事業体

地域の森林整備や林業振興の担い手として期待されており、施業の集約化等による生産性の向上に努め、持続的な管理・経営を進めることが求められています。

特に森林組合は、森林所有者を構成員とする協同組合として、組合員に対する

サービスと指導を強化するとともに、地域林業の先導役として積極的な事業展開 を図る必要があります。

(4) 木材産業関係者

需要者の多様なニーズに対応して、品質の確かな製品を安定的に供給できるよう、技術の向上や経営の改善、体質の強化に努めることが重要です。

(5) 市町村

森林の現況や住民の要請を踏まえ、地域における森林整備の方向付けを明らかにし、森林施業の推進に主導的な役割を果たすことが求められます。

そのため、関係者の合意形成を図り、森林整備のマスタープランとなる市町村 森林整備計画を策定することが重要です。

(6) 県

本計画の周知と理解の促進を図るための各種活動を行うとともに、目標達成の ため、国、市町村等との連携を図り、積極的な施策展開を図ります。

また、県民に対して森林・林業・木材産業等に対する理解を深めていただくための取り組みや県民参加の森づくり活動等を通じて、社会全体で森林を支えるという県民意識の醸成に努めます。

2. 財源の確保

計画の基本目標を実現するためには、国の補助制度を積極的に活用するとともに、平成24年度から導入する森林環境税や下流域である神奈川県からの負担金を有効に活用していきます。

3. 進行管理

本計画の実行性を確保するため、毎年度、目標実現に向けた施策の進捗状況や効果等について点検、評価を行い、森林審議会へ報告するとともに、ホームページなどにより公表し、必要に応じて見直しを行います。